



ポイ捨て



**ペットの
ふん尿放置**



歩きタバコ



歩き携帯・スマホ

携帯電話やスマートフォンなどの操作中は意識が手元に集中して周りが見えなくなります。

ダメです!

「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」で、区内の道路、駅前広場、公園、河川敷、その他公共の場所における上記ならびに以下の行為を禁止しています。

- ▷ 自転車運転中の喫煙
- ▷ ガムの吐き捨て
- ▷ 落書き

【担当課】 地域振興課 ☎5654 - 8229

犬猫のふん・尿の放置でお困りの方に対し、「ふん・尿被害防止啓発プレート」を無料配布しています。

配布場所

- ▷ 生活衛生課(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)
- ▷ 地域振興課(区役所4階405番)
- ▷ すぐやる課(区役所2階211番)
- ▷ 区民事務所

【担当課】
生活衛生課 ☎3602 - 1242



そんなことしていいの?



やっちゃんダメ!

子どもたちは大人の行動を見て育っていきます。次世代に誇れる葛飾区を引き継ぐためにも、私たち大人が率先して公共のマナーを守っていきましょう!



**ごみ・資源の
出し方**

集積所は利用している皆さんで管理をお願いします。

- ▷ 家庭から出せるごみの量は、1世帯につき1回45L×3袋までとなります
- ▷ 資源・ごみは夜間ではなく、決められた収集日当日の朝8時までに出しましょう
- ▷ ごみの出し方や分別の仕方など、詳しくは区ホームページ(トップ→くらしのガイド→ごみ・リサイクル→家庭ごみ)をご覧ください。

【担当課】 清掃事務所 ☎3693 - 6113



放置自転車

自転車利用の際は駐輪場などを利用しましょう。

区営自転車駐車場の設置場所は区ホームページ(トップ→施設案内→自転車駐車場・置場)をご覧ください。

駅周辺の放置自転車整理区域の放置自転車は撤去します。返還には3,000円の撤去手数料が掛かります。

【担当課】
道路管理課 ☎5654 - 8386

STOP! ゼツタイやめて!! 公共物の破壊行為!

区内で以下のような行為が確認されています。

公園・児童遊園内設備

便器の破壊行為や不審火が発生!



▷ 設備破壊3件 ▷ 不審火5件
(平成27年4~12月末)

【担当課】 公園管理所 ☎3694 - 2474

広報掲示板

書き込み行為はいたずらでは許されません。

【担当課】
広報課 ☎5654 - 8114



こうした行為は「**建造物等損壊罪**」や「**器物損壊罪**」などの犯罪に当たり、懲役や罰金などの刑罰が科せられます。

このような行為を見かけた場合は警察署、消防署または区役所の担当課へご一報ください。

- | | | | |
|-----------|----------------------|-----------|----------------------|
| 警察 | ▷ 葛飾警察署 ☎3695 - 0110 | 消防 | ▷ 本田消防署 ☎3694 - 0119 |
| | ▷ 亀有警察署 ☎3607 - 0110 | | ▷ 金町消防署 ☎3607 - 0119 |

一人一人がマナーやルールを守り、住みよいまちをつくっていきましょう!



はなしょうぶコール ☎6758-2222
午前8時~午後8時 年中無休



区ホームページ
<http://www.city.katsushika.lg.jp>



区公式ツイッター
@katsushika_city



区公式フェイスブックページ